

議案第18号

山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部改正について

山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 榎林 力也

(提案理由)

施設の状況や利用形態の変化等に伴い、開場期間を改めるため、山都町猿ヶ城キャンプ村条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長職務代理者 山都町副町長

山都町条例第 号

山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部を改正する条例

山都町猿ヶ城キャンプ村条例（平成17年山都町条例第126号）の一部を
次のように改正する。

第4条第1項中「4月1日から11月30日まで」を「通年」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

山都町猿ヶ城キャンプ村条例(平成17年条例第126号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(開場期間)</p> <p>第4条 キャンプ場の開場期間は、<u>4月1日から11月30日まで</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(開場期間)</p> <p>第4条 キャンプ場の開場期間は、<u>通年</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>

猿ヶ城キャンプ村条例の一部を改正する条例について

1. 令和 5 年度の年間利用者数について

(人)

1月	2月	3月	4月	5月	6月
			93	226	57
7月	8月	9月	10月	11月	12月
豪雨災害により休村	豪雨災害により休村	83	81	116	
				合計	656

2. 開場期間の変更理由について

猿ヶ城キャンプ村については、現在、開場期間が 4 月から 11 月となっている。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大を理由に、旅行に行く機会が減り、キャンプブームが到来した。新型コロナウイルス感染症が収束してきた今でも、冬季のキャンプ場利用が定着している。

そのため、現指定管理者と協議を行い、当施設においても開場期間を通年に改め、利用者の増加を図り、よりよい施設運営ができるよう改正することが適切であると判断した。